

**【記入例】**

輸出貿易管理令 別表第

2 貯蔵容器関連

記入する際は、経済産業省のサイトにある「貨物・技術のマトリックス」や「Q&A」を参照しながら記入します！

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html)

©CISTEC

2025.05.28施行行政省令等対応 ( 1 / 1 )

3-(2) 次に掲げる貨物であつて、  
軍用の化学製剤の製造に用いられる装置  
又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち  
経済産業省令で定める仕様のもの

1 反応器  
2 貯蔵容器  
3 熱交換機  
4 蒸留機

これらの部分品  
これらの部分品

下線のある用語は、通達で用語の解釈が規定されています。各項の用語の解釈で必ず判断します。この場合は、「製造に用いることができる装置をいう。」と規定されています。

水色部分の [ ] を最初にチェックし、最後に [ ] 欄に該非を記入します。

単に〇×でなく、税関や経済産業省の担当官にわかるように簡潔な理由を記入します。資料（成分表やカタログ等）があれば、添付します。

貨物名：活魚運搬容器
メーカー名：〇×〇×株式会社
型及び銘柄：FISH-LIVE20XX-S1型

[省令] 第2条〔第2項〕輸出令別表第1の3の項（  
経済産業省令で定める仕様のものは、  
次のいずれかに該当するものとする。

二 貯蔵容器であつて、  
容量が0.1立方メートルを超えるもののうち、  
内容物と接触するすべての部分が  
次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ち  
又は被覆されたもの

- イ ニッケル又はニッケルの含有量が  
全重量の40パーセントを超える合金
- ロ ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、  
かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを  
超える合金
- ハ 複素重合体
- ニ ガラス
- ホ タンタル又はタンタル合金
- ヘ チタン又はチタン合金
- ト ジルコニウム又はジルコニウム合金
- チ ニオブ又はニオブ合金

判定欄	判定結果
該当 ○ 非該当 × 対象外 -	
○ [ × ]	数値 (0.7立方メートル) ) SUS304を使用。鋼材メーカーの成分表を参考に添付。
[ × ]	数値 (ニッケル10.5%) ) 数値 (ニッケル10.5%) ) 数値 (クロム 20%) )
[ - ]	左記の材料は使用していない。 なぜ対象外なのか、理由を簡潔に記入します。
[ - ]	容器単体の輸出のため。
[ - ]	前項=第2項

この欄は判定結果が、「該当」になる場合、許可申請の際に、必要に応じて、記入します。

該当か非該当か、レ点等でチェックします。上記以外にも、輸出令別表第1の対象になっている貨物がある場合は、関係する項番でチェックします。プログラムや技術があれば、関連する外為令別表でチェックします。

経済産業省、税関、警察からの問い合わせに、回答できる管理職の方が記名捺印します。

作成責任者：(作成年月日：20××年××月××日)

会社名 〇×〇×株式会社

所属・役職 技術部長

(フリガナ)  
氏名 安全 太郎

電話 03 (1234) 5678

印